

計画と実績（令和5年度）の比較について

1 幼児期の教育・保育事業

量の見込みと確保内容

（1）1号認定（認定こども園及び幼稚園）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	359 人	361 人	356 人	352 人	344 人
②実績(見込み)	321 人	339 人	340 人	333 人	
②－①(計画との乖離)	△38 人	△22 人	△16 人	△19 人	
③確保の内容	982 人	982 人	982 人	822 人	822 人
③－②(過不足)	661 人	643 人	642 人	489 人	

【実施状況】

共働き世帯の増加により、1号認定に比べ2号認定を選択されるケースが増加しています。預かり保育の周知等により、1号認定利用の利便性を周知するとともに、本計画及び幼保一体化総合計画を踏まえ、適切な施設配置を検討していきます。

（2）2号認定（認定こども園及び保育園）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	612 人	613 人	605 人	598 人	582 人
他市町村の子ども	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
②実績(見込み)	598 人	626 人	647 人	638 人	
他市町村の子ども	5 人	2 人	6 人	4 人	
②－①(計画との乖離)	△14 人	13 人	42 人	40 人	
③確保内容					
保育園、認定こども園	598 人	598 人	598 人	618 人	618 人
他市町村の施設	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
③－②(過不足)	0 人	△28 人	△49 人	△20 人	

【実施状況】

町内各地における住宅開発等により、当初の見込みを上回る実績がありました。今後も、本計画及び幼保一体化総合計画を踏まえ、量の見込みを充足するため、適切な施設配置を推進していきます。

(3) 3号認定（認定こども園、保育園及び地域型保育）

1・2歳児		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)		305 人	297 人	294 人	287 人	281 人
	他市町村の子ども	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
②実績(見込み)		305 人	306 人	326 人	328 人	
	他市町村の子ども	2 人	0 人	1 人	2 人	
②－①(計画との乖離)		0 人	9 人	32 人	41 人	
③確保内容	保育園、認定こども園、地域型保育事業	283 人	283 人	283 人	293 人	293 人
	他市町村の施設	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
③－②(過不足)		△22 人	△23 人	△43 人	△35 人	

0歳児		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み(必要利用定員総数)		59 人	57 人	56 人	55 人	54 人
	香芝市の子ども	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
② 実績(見込み)		33 人	26 人	28 人	36 人	
	他市町村の子ども	0 人	0 人	0 人	1 人	
②－①(計画との乖離)		△26 人	△31 人	△28 人	△19 人	
③確保内容	保育園、認定こども園、地域型保育事業	55 人	55 人	55 人	60 人	60 人
	他市町村の施設	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
③－②(過不足)		22 人	29 人	27 人	24 人	

【実施状況】

1・2歳児は、確保の内容を上回っています。また、0歳児についても、4月1日時点の実績は確保の内容を下回っていますが、途中入園の多いこの年齢層において、年度末の実績を見ると72人となっており、いずれも町外施設への委託に頼る結果となりました。1・2号認定同様、今後は、本計画及び幼保一体化総合計画を踏まえ、適切な施設配置を推進していきます。

2 利用者支援事業

事業内容

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもまたは保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業です。事業形態は以下の3種類があります。

事業形態
・基本型（独立した事業として行われている形態） ・特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態） ・母子保健型（保健師等の専門職により保健センター等において行われる形態）

量の見込みと確保内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②実績(見込み)	1か所	1か所	1か所	1か所	
基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	
②-①(計画との乖離)	0か所	0か所	0か所	0か所	
③確保内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
③-②(過不足)	0か所	0か所	0か所	0か所	

【実施状況】

令和4年度に開設した「広陵町子育て家庭総合相談センター」において、基本型では保育コンシェルジュが子育てや保育の相談に応じ（76件）、母子保健型では助産師や保健師が妊娠中から対象者との関係づくりを行いながら291件の相談に応じましたが、これらはセンター内において各々連携しながら適切な支援につなげるよう務めました。

令和6年度以降は、「広陵町子育て家庭総合相談センター」を、新たにセンター長や統括支援員を配置した「広陵町こども家庭センター」として再編し、その指揮・命令のもと引き続き町内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に出産や子育てに関する相談に応じ、関係機関と連携しながら、子育て家庭への支援をさらに強化していきます。

3 時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容

時間外保育事業は、保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、保育園等における 11 時間の開所時間を超えて、保育時間を延長する事業です。

量の見込みと確保内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	137 人	136 人	135 人	133 人	129 人
②実績(見込み)	93 人	160 人	248 人	365 人	
②-①(計画との乖離)	△44 人	24 人	113 人	232 人	
③確保内容	150 人 7か所	150 人 7か所	150 人 7か所	150 人 7か所	150 人 7か所
③-②(過不足)	57 人	△10 人	△98 人	△215 人	

【実施状況】

本町では、勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（11 時間保育）を超えて保育が必要な世帯を対象に、すべての保育園と認定こども園で時間外保育を実施しています。

令和 5 年度の実績は、量の見込みを上回る結果となりました。

引き続き、保護者ニーズの把握に努め、時間外保育事業を継続していきます。

4 放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）

事業内容

放課後児童健全育成事業は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に実施しています。

量の見込みと確保内容

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み		598 人	597 人	596 人	595 人	596 人
	1年生	156 人	154 人	153 人	150 人	151 人
	2年生	147 人	146 人	144 人	142 人	143 人
	3年生	118 人	117 人	115 人	114 人	115 人
	4年生	97 人	99 人	101 人	104 人	103 人
	5年生	59 人	59 人	61 人	62 人	62 人
	6年生	21 人	22 人	22 人	23 人	22 人
② 実績（見込み）		601 人	638 人	684 人	739 人	
	1年生	173 人	160 人	177 人	200 人	
	2年生	148 人	169 人	173 人	184 人	
	3年生	147 人	132 人	149 人	151 人	
	4年生	76 人	110 人	100 人	120 人	
	5年生	45 人	45 人	56 人	54 人	
	6年生	12 人	22 人	29 人	30 人	
②－①（計画との乖離）		3 人	41 人	88 人	144 人	
	1年生	17 人	6 人	24 人	50 人	
	2年生	1 人	23 人	29 人	42 人	
	3年生	29 人	15 人	34 人	37 人	
	4年生	△21 人	11 人	△1 人	16 人	
	5年生	△14 人	△14 人	△5 人	△8 人	
	6年生	△9 人	0 人	7 人	7 人	
③ 確保内容		598 人	598 人	598 人	598 人	598 人
③－②（過不足）		△3 人	△40 人	△86 人	△141 人	

【実施状況】

令和5年度の入会状況は739人で、量の見込み、確保の内容を上回っており、その傾向は低学年ほどより顕著に現れています。増加傾向にある学校区において、公共施設の利用について検討し、体育館内の和室での支援単位を新設しました。今後も利用施設等を検討していきます。

5 子育て短期支援事業

事業内容

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業で、次の2つがあります。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
児童の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます（宿泊を伴います）。
夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）
保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

量の見込みと確保内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
②実績(見込み)	0 人日	4 人日	0 人日	7 人日	
②-①（計画との乖離）	△100 人日	△96 人日	△100 人日	△93 人日	
③確保内容	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
③-②(過不足)	100 人日	96 人日	100 人日	93 人日	

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

【実施状況】

令和5年度からは、保護者の仕事などの理由による平日夜間や休日の児童の預かりを行う夜間擁護等（トワイライトステイ）事業も開始し、従来の五條市の嚶鳴学院、天理市の養徳院、斑鳩町のいかるが園、いかるが乳児院、生駒市のいこま乳児院、桜井市の飛鳥学院に加え、生駒市の愛染寮の6施設と契約し、延べ7人の利用がありました。

今後も、制度周知を行っていくことで、保護者の様々な理由により養育を受けることが一時的に困難となった児童について支援を強化していきます。

6 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

量の見込みと確保内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (訪問件数)	180 件	180 件	180 件	180 件	180 件
②量の見込み (訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%
③実績(見込) (訪問件数)	151 件	212 件	214 件	227 件	
④実績(見込) (訪問率)	92.2%	92.9%	96.3%	100%	
③－① (計画との乖離)	△29 件	32 件	34 件	47 件	
④－② (計画との乖離)	△7.8%	△7.1%	△3.7%	0%	
⑤確保の内容	実施体制:7人 実施機関:けんこう推進課				
⑥確保実績	実施体制:6人 実施機関: けんこう推進課	実施体制:6人 実施機関: けんこう推進課	実施体制:7人 実施機関: 子育て総合支援課	実施体制:7人 実施機関: 子育て総合支援課	

【実施状況】

令和4年度に引き続き、子育て世代包括支援センターの助産師を中心に訪問を行い、乳児の発達状況の確認と保護者の育児状況を確認し、助言・指導を行いました。訪問後も継続して支援が必要な方については、引き続き電話や来所にて支援を行いました。

今後も全ての家庭に訪問を実施し、乳児と保護者の状況の把握と個々に応じた助言・指導を行い、安心して子育てができる体制づくりに努めていきます。

7 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行う事業です。

量の見込みと確保内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15 件	15 件	15 件	15 件	15 件
②実績（見込み）	40 件	24 件	18 件	20 件	
②－① （計画との乖離）	25 件	9 件	3 件	5 件	
③確保の内容	15 件	15 件	15 件	15 件	15 件
③－②（過不足）	△25 件	△9 件	△3 件	△5 件	

【実施状況】

養育が必要な家庭に対して助産師や保健師が訪問を行い、乳児の発達状況の確認と保護者の育児状況を確認し、助言・指導を行いました。継続して支援が必要な対象者については、訪問後に引き続き電話等でフォローを行ったり、必要なサービス等につなげました。

今後も引き続き、適切な養育の実施を確保するため、訪問を実施していきます。

8 地域子育て支援拠点事業

事業内容

地域子育て支援拠点事業は、主に乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

量の見込みと確保内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	689 人回	671 人回	662 人回	647 人回	632 人回
②実績(見込み)	329 人回	258 人回	491 人回	868 人回	
②－① (計画との乖離)	△360 人回	△413 人回	△191 人回	221 人回	
③確保の内容	700 人回 (3か所)	700 人回 (3か所)	700 人回 (3か所)	700 人回 (4か所)	700 人回 (3か所)
③－② (過不足)	371 人回	442 人回	209 人回	△168 人回	

※人回：人数×回数で月間の需要量を示す。例えば15人が10回利用した場合には150人回となる。

【実施状況】

令和5年4月からは、開園した畿央大学付属広陵こども園でも当該事業が実施されました。

また、コロナ禍から平常時に戻り、広陵北かぐやこども園なかよし広場で月1回の講習会を再開するとともに、保育コンシェルジュによる「すこやか相談」も開始し、子育て親子の交流の場の提供と相談支援を強化しました。

今後も引き続き、民生・児童委員や子育てボランティアの協力を得ながら実施し、魅力的な講習会を開催しながら、子育て親子の交流の場を提供していきます。

9 一時預かり事業

事業内容

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、満1歳から就学前までの児童を、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどにお子さんを一時的に預かる事業です。

量の見込みと確保内容

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定による利用	13,735 人日	13,803 人日	13,609 人日	13,472 人日	13,135 人日
	2号認定による利用	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	その他	600 人日	583 人日	576 人日	566 人日	553 人日
②実績(見込み)	1号認定による利用	8,900 人日	10,736 人日	9,484 人日	13,100 人日	
	2号認定による利用	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
	その他	104 人日	253 人日	294 人日	286 人日	
②①(計画との乖離)	1号認定による利用	△4,835 人日	△3,067 人日	△4,152 人日	△372 人日	
	2号認定による利用	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
	その他	△496 人日	△330 人日	△282 人日	△280 人日	
③確保の内容		18,930 人日 (11 か所)	18,930 人日 (11 か所)	18,930 人日 (11 か所)	18,930 人日 (11 か所)	18,930 人日 (11 か所)
③－②(過不足)		9,926 人日 (12 か所)	7,941 人日 (11 か所)	9,152 人日 (11 か所)	5,544 人日 (11 か所)	

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

【実施状況】

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため行っていた利用目的の制限を終了したことから、実績値は増加しましたが、確保の内容を下回る結果になりました。

適切な人員配置のもと、今後も、夏休み期間の実施等、子育て家庭のニーズに即した運営を実施していきます。

10 病児・病後児保育事業

事業内容

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病児保育」は病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関に併設されている病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育園等に併設している病後児保育室で預かる事業です。

量の見込みと確保内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	522 人日	517 人日	511 人日	503 人日	491 人日
②実績 (見込み)	58 人日	102 人日	331 人日	409 人日	
②-① (計画との乖離)	△464 人日	△415 人日	△180 人日	94 人日	
③確保の内容	960 人日 (2か所)	960 人日 (2か所)	960 人日 (2か所)	960 人日 (2か所)	960 人日 (2か所)
③-② (過不足)	902 人日 (3か所)	858 人日 (3か所)	629 人日 (3か所)	551 人日 (3か所)	

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

【実施状況】

現在、病児保育は町外2施設、病後児保育は町内1施設で利用可能です。令和5年度は昨年度に引き続き、量の見込みを下回っており、充足している状況です。

今後も、利用者の利便性向上に向けて取り組んでまいります。

1.1 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業内容

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立ができる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助けあい活動を進める制度です。

量の見込みと確保内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
② 実績 (見込み)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
②-① (計画との乖離)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
③ 確保の内容	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
③-② (過不足)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

※本町では令和6年度から実施予定。また、量の見込み等は小学生（6歳～12歳児）を対象とした見込みを掲載している。

【実施状況】

令和5年11月に提供会員を、令和6年3月に依頼会員を募集しました。令和6年7月1日現在で提供会員26人、依頼会員13人の登録があります。今後は円滑な相互援助活動が実施できるよう進めていきます。

1 2 妊婦健康診査

事業内容

妊婦健康診査は、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。

量の見込みと確保内容

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		280 人 (健診回数) 3,920 回	280 人 (健診回数) 3,920 回	280 人 (健診回数) 3,920 回	280 人 (健診回数) 3,920 回	280 人 (健診回数) 3,920 回
②実績(見込み)		237 人 (健診回数) 2,717 回	284 人 (健診回数) 2,997 回	231 人 (健診回数) 2,638 回	236 人 (健診回数) 2,593 回	
②－① (計画との乖離)		△43 人 (健診回数) △1,203 回	4 人 (健診回数) △923 回	△49 人 (健診回数) △1,282 回	△44 人 (健診回数) △1,327 回	
③確保の内容	実施場所	県内医療機関に委託して実施を基本とする				
	実施体制					
	検査項目	厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる				
	実施時期	通年				
④確保実績	実施場所	③と同じ	③と同じ	③と同じ	③と同じ	
	実施体制	③と同じ	③と同じ	③と同じ	③と同じ	
	検査項目	③と同じ	③と同じ	③と同じ	③と同じ	
	実施時期	③と同じ	③と同じ	③と同じ	③と同じ	

【実施状況】

引き続き、全ての妊婦に対して、経済的な負担を軽減し、母子共に健康に出産を迎えられるように費用助成を実施しました。受診券の管理を行うことで、規定の健診回数を受診していない等のハイリスクの妊婦を見つけ、支援につなげる事ができました。

今後も継続して事業を実施し、安心して妊娠出産を迎えられるように努めていきます。

1 3 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、幼児教育の無償化に伴い給食費（副食費に限る）の実費徴収が開始され、低所得世帯に対しては給食費を減免する制度となっています。国の減免制度が及ばない私立幼稚園に通園する低所得世帯に対しても実費徴収に係る補足給付により同様の支援を行います。

【実施状況】

令和元年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」により、新制度未移行園に通園する低所得世帯に対し、副食費の補助を行っています。

令和5年度は年間延べ35人の園児に対し、補足給付を行いました。

今後も継続的な実施を行います。

1 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

確保方策

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

【実施状況】

令和5年度は、未実施でした。

引き続き、新規参入の必要性を見極めながら、検討していきます。